

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の  
申請等に係る法令試験の実施要領について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請等について、  
申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をする  
ための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年10月31日

中部運輸局長 野 俣 光 孝

### 記

#### 1 実施時期

法令試験は、許可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の7日前までに申請者あて通知する。

#### 2 試験対象者

申請者本人（申請者が法人である場合は、許可後当該一般乗用旅客自動車運送事業に専  
従する役員）とする。

なお、試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人であることを運転免許  
証、個人番号カード等の提示により確認する。

#### 3 出題範囲

以下のとおりとする。

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 自動車事故報告規則
- ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

#### 4 設問方式

○×方式、語群選択方式及び簡単な筆記回答方式とする。

#### 5 出題数

30問とする。

#### 6 試験時間

45分とする。

#### 7 合格基準

正解率80%以上（24問以上の正解）を合格とする。

#### 8 試験の結果

試験終了後に合否を発表する。

ただし、9に定める再試験の場合は後日発表する。

#### 9 再試験

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

#### 10 その他

受験の際には、法令集等の持ち込みを認めることとする。

- 11 事業の譲渡譲受（譲受人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）及び合併若しくは分割（存続法人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）又は相続の認可申請は、この実施要領に準ずる。

#### 附 則

1. 本公示は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。
2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請等に係る法令試験の実施要領について」（平成14年2月18日中運局公示第298号）は、平成25年10月31日限り廃止する。

#### 附 則（令和3年9月28日付中運局公示第33号 一部改正）

この公示は、令和3年9月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。